

串木野都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

串木野都市計画区域マスタープランは，旧串木野市と旧市来町とで構成される串木野都市計画区域を対象とした，長期的な都市づくりの方向性を示すものとして，「豊かな自然と活力あふれるゆとり快適都市」を基本理念に，平成 16 年 5 月に策定された。

平成 17 年の旧串木野市と旧市来町の合併による「いちき串木野市」の誕生から 10 年が経過しようとしているが，この間，少子高齢化や人口減少，九州新幹線鹿児島ルート
の全線開業に伴う日常生活圏の拡大など社会情勢が変化してきたことや，東日本大震災等を契機とした市民の防災への関心の高まりなど，いちき串木野市として，安心・安全なまちづくりに向けた方針策定や市民への対応が急務と考えている。

市では，市町村合併を機に「総合計画」を策定し，また，都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえて平成 25 年度に「いちき串木野市都市計画マスタープラン」を策定して，『ひとが輝く・地域が輝く～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～』を基本理念に新たなまちづくりを進めているところである。

今般，「総合計画」及び「いちき串木野市都市計画マスタープラン」を踏まえ，記載内容の見直しを行うとともに，今後のまちづくりの基本的な方向性を示すため，「串木野都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を変更するものである。

串木野都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	3
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針	4
② 土地利用の方針	5
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 交通施設の都市計画の決定の方針	6
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	9
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	10
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	11
② 市街地整備の目標	12
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	12
① 基本方針	12
② 主要な緑地の配置の方針	12
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	14
④ 主要な緑地の確保目標	14

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

串木野都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の鹿児島地域に位置しており、南九州西回り自動車道や北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする国道3号など広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、日本三大砂丘のひとつである吹上浜をはじめ、美しい山々や清流など恵まれた自然環境を擁しており、江戸時代には薩摩藩士がイギリスに向け出航した地でもある。現在は、まぐろ漁業に代表されるように港を中心に発達した都市である。

近年、区域内には県内でも有数の規模を誇る西薩中核工業団地が整備され、企業の誘致が進められている。

一方、市街地の大半では土地区画整理事業が行われ、整然とした街並みを形成しているが、未だ都市基盤の整備が遅れている地区もみられる。

また、鹿児島市等への購買力の流出、幹線道路沿道への大型商業施設の出店等により中心商店街の衰退が進んでいる。近年では、若者の地域離れや市民の高齢化も進み人口減少に拍車がかかっている。

このような状況の中、西薩中核工業団地などへの企業誘致や各地域の持つ付加価値を高めていくことで、定住人口の増加を目指している。

今後の都市づくりにおいては、本区域内の均衡のとれた都市基盤の整備を進めるとともに、整備されつつある広域交通体系、恵まれた自然や歴史といった地域の特性を最大限に活用し、停滞・衰退状況にある産業の振興や定住人口の確保等、活気のあるまち、安心して住めるゆとりある都市を目指す必要がある。

このようなことから、いちき串木野市総合計画を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「豊かな自然と活力あふれるゆとり快適都市」

さらにこの基本理念を実現するため、次の5つの基本方針に基づきまちづくりを進める。

■ 活力・活気のある都市づくり

本区域では、西薩^{せいさつ}中核工業団地や串木野新港に加え、南九州西回り自動車道の整備も進むなど、産業基盤の整備が進んでいる。

これらの都市基盤を軸として、人、物の交流に対応する区域内的の都市基盤整備を進め、産業の振興を図る。さらに、空洞化が進行している中心商店街においては、商店街振興に資するようなまちづくりを進め、活性化を図る。

■ 地域特性を活かした都市づくり

本区域は、日本三大砂丘の一つである吹上浜の北に位置し、美しい海浜景観を有している。さらに区域周辺は緑深い山々に囲まれている。

これらの自然環境の保全を図りながら、海洋性レクリエーション空間

の整備，海や緑を感じさせる景観整備等，その恵まれた自然を享受できるような施設整備に努める。また，地域特性を最大限活用して，各地域が有機的に交流，連携することができるコンパクトな都市づくりを目指す。

■ 自然と調和したゆとりの都市づくり

吹上浜の美しい自然や東部に広がる緑，集落周囲に広がる田園風景などの自然資源を活かし，緑・海辺環境の保全・活用を図る。また，生活排水・ごみ処理対策など環境への負荷の軽減に努めるなど，環境との共生を図る。

また，市街地においては街並み形成や延焼防止等の観点から，公園緑地等を適正に配置するなど住環境の改善を図り，優れた自然環境や住環境によって，ゆとりが感じられる都市づくりを目指す。

■ 安心して暮らせる都市づくり

幹線道路網の整備による市街地内の通過交通の抑制や歩道・防犯灯の設置等により，安全性の高い市街地の整備を進める。また，海と山に囲まれた本区域は自然災害の発生しやすい地形を有しているため，危険箇所整備や，迅速な避難を想定した施設整備等，災害による被害の軽減に努める。

さらに，少子高齢社会の到来に備えて，子育てがしやすく高齢者・障害者が安心して暮らせるよう，福祉施策と連携しながら既存公共施設のバリアフリー，基盤施設整備におけるユニバーサルデザインの導入，身近な公園の整備等に努める。これらの施設整備により，誰もが安心して暮らせる都市を目指す。

■ 区域全体の均衡ある都市づくり

都市基盤の整備が遅れている地区は，地区の状況を把握し，将来像に沿った整備を進めていくことで，区域内住民に等しく良好な住環境の供給を目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 中央地域

中央地域の中央部を商業・業務地と位置づけ、産業や行政サービス等各種都市機能の集積を図るとともに、市の顔としての付加価値を高める。

あわせて、周辺部の住宅地は、利便性の高い都心の住宅地として、都市施設のバリアフリー化を進め、積極的な緑化等により地域内の住環境の向上を図る。

② ^{かみみょう}上名・^{せいふく}生福地域

周囲を山林等に囲まれた緑豊かな上名・生福地域を、自然環境との調和のとれた住宅地と位置づける。

本地域は、南九州西回り自動車道串木野インターチェンジが完成し、交通量の増大、商業開発の増加等、急激な環境変化が予想される。そこで、市街地を取り囲む緑や、地域内の史跡などの地域資源を活かすとともに、面的整備により計画的な開発を進める。

③ 野平地域

野平地域を住宅地と位置づける。今後とも、土地区画整理事業等により、快適な生活空間の形成に努める。

また、西薩中核工業団地が整備された串木野新港周辺を流通・工業地と位置づける。南九州西回り自動車道串木野インターチェンジからのアクセス道路の整備により利便性の向上を図る。

④ ^{はしま}羽島地域

周囲を海と山に囲まれた羽島地域を、住宅地と位置づける。災害時の連絡路寸断による孤立化を防ぐため、安心して暮らせるまちを目指し、連絡道路の交通機能強化や、危険箇所の安全対策、地域内道路の拡幅等、地域の防災性の向上を図る。

⑤ 湊・大里地域

公共施設等が集積する湊地域を商業・業務地と位置づけ、産業・業務機能の集積を図る。また、国道3号の沿道には、生活関連店舗を中心とした沿道型の商業施設の集積を図るとともに、利便性を活かした居住機能の誘導に努める。

また、良好な集落環境のみられる大里地域を、住宅地と位置づける。丸塚山・焼山を中心とした樹林地、さらに吹上浜などの豊かな自然環境の保全や農林漁業との調和に努める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域全体においては、人口は減少しており、その傾向は今後も続く
と予測される。

さらに、商品販売額や製造品出荷額も減少傾向にあり、今後もその傾
向が続くと予測される。上記を踏まえると、将来的な土地需要に対して
は、市街地内の未利用地や西薩中核工業団地等の活用により十分対応可
能であり、本区域における、急激かつ無秩序な市街地の拡大の可能性は
低いと判断される。

また、市街地外には農地や山林等が広がっているが、農業振興地域の
整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制でその良好
な環境の保全は可能であると判断される。

以上の理由により、本区域においては区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

中央地域の中心商店街、J R 串木野駅周辺、湊町の市街地を、商業・
業務地として位置づける。

中央地域の中心商店街は、歩行者の利用を主体とした景観整備や歩行
空間の整備等に努め、回遊性の高い商業地の形成を図る。

J R 串木野駅周辺は、大型商業施設が立地し、周辺地域から広域的に
購買力を集めていることから、その集客力を活用して、本区域内の商業
活性化に資する商業地の形成を図る。

湊・大里地域の市街地内を通る国道3号沿道一帯の地域は、近隣住民
の購買需要に対応するサービス機能や駅前にふさわしい活気を有する
商業地の形成を図る。

b 住宅地

商業・業務地、工業地を除いた市街地を住宅地と位置づける。さらに、
市街地内の国道3号沿道、国道3号から中央地域の中心商店街に至る道
路沿道は、商業・業務施設の立地も許容する住宅地と位置づける。

市街地内の土地区画整理事業を実施していない地区や既成市街地に
ついては、道路、公園等の適切な配置、緑化等により良好な住環境の形
成を図る。

麓地区では、南九州西回り自動車道串木野インターチェンジを活用し
た、良好な住環境を確保するため先行的に都市基盤整備を進め、麓土地
区画整理事業の早期完了に努める。

都市基盤整備が遅れている地区は、整備課題を精査し、必要に応じて
対応していくことで、良好な居住環境を有するまちの形成に努める。

c 工業地

西薩中核工業団地，まぐる漁業の母港である串木野漁港，水産加工工場が立地する漁港周辺，JR串木野駅東側，国道3号バイパス及び都市計画道路川上湊町線沿道を工業地と位置づける。

周辺環境へ配慮するとともに，アクセス道路の整備等，工業地としての都市基盤整備を進め，生産機能の立地誘導を図る。

上名五反田地区では農林水産物の販売，食材の一次加工所，飲食店，観光案内所等の複合施設「食の拠点エリア」としての整備を促進する。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

中央地域の中心商店街は，本区域の中心的商業地であり，区域内外から人を集める広域交流空間を目指し，にぎわいのある街並みやゆとりある歩行空間の形成等，商業地としての基盤整備に努め，利便性の高い魅力的な商業地として活性化を図る。

JR串木野駅周辺は，今後も大型商業施設の立地を許容し，商業機能の強化に努め，あわせて交通結節機能の向上を図る。

湊・大里地域の市街地内を通る国道3号沿道地区においては，沿道型の商業機能の強化に努める。

また，JR市来駅周辺や国道3号バイパス沿いは，複合住宅地として利便性の高い日常の地域商業と居住機能の強化に努め，利便性の高い土地利用を進める。

b 用途転換，用途純化又は用途の複合化に関する方針

JR市来駅周辺は，良好な商業・住宅地として環境の形成に努める。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

麓地区は，南九州西回り自動車道串木野インターチェンジから市来インターチェンジの開通に伴い交通量の増大，宅地開発の進行等に対応するため，土地区画整理事業により道路，公園等の都市基盤整備に努める。

都市基盤の整備が遅れている野平地区，袴田地区は，面的整備等による基盤施設整備を進める。

湊・大里地域の国道3号以西に位置する既存市街地は，道路や公園などの都市基盤整備を図り，良好な居住環境の形成に努める。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

既存市街地内においては，住民に身近な公園の確保に努めるとともに，良好な緑地の保全に努める。

国民宿舎吹上浜荘対岸の沖ノ浜一帯は，観光・レクリエーションへの活用に向けた整備を図る。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地

転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域周辺部の山林には、地形条件等から急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流が点在している。災害発生を未然に防ぐ観点から、その周囲や流域の無秩序な市街化及び宅地開発を抑制する。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域周辺部の山林や御倉山、長崎鼻、照島等の市街地内の緑地、県立自然公園吹上浜及びそれに接する丸塚山、焼山等については、市街地にゆとりとやすらぎをもたらす貴重な自然景観であることから、その自然風致の保全に努める。

また、開発が進む海岸部は、貴重な自然海岸の保全に努める。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

八房川河口付近の国道3号沿道は、宅地化が進行しつつあるため、地区計画等の指定を検討し、良好な住環境の確保を図る。

また、JR神村学園前駅東側については利便性に優れた住宅地の形成を促す。

南九州西回り自動車道市来インターチェンジ周辺地区においては、農林漁業との調整を図りつつ、広域交流拠点に近接する立地特性を活かした土地利用を検討する。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の広域交通体系は、九州の基幹的道路である国道3号が縦断するとともに、南九州西回り自動車道暫定2車線（将来的に4車線）の整備が進んでいる。

本区域には2つのインターチェンジがあり、串木野インターチェンジ周辺では、南北方向の国道3号を軸に、東西方向の県道川内串木野線、串木野樋脇線を中心として道路網が構成されている。

今後とも、串木野インターチェンジを活かして、西薩中核工業団地や串木野新港、串木野漁港等の交流・産業拠点と連携する幹線道路網の形成が必要である。また、通過交通の市街地内への進入を低減するために、通過交通を処理する環状道路の整備が必要である。

一方、市来インターチェンジ周辺では、南北方向の国道3号を軸に、国道270号、県道郷戸市来線を中心として道路網が構成されている。

今後とも、国道3号への交通需要に対応し、市街地内での混雑解消を目的したバイパスの整備が必要である。

また、本区域としては、中心市街地や区域内に立地する各拠点地

区間を結ぶ機能的なネットワークの構築が必要である。さらに、子供や高齢者や障害者等の交通弱者の利用しやすい公共交通機関の整備や、歩きやすく安全な歩行者空間を形成する必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 広域交流に向けて、南九州西回り自動車道の延伸を促進し、併せて国道、県道といった主要幹線道路の整備を進める。
- 幹線道路相互間や中心市街地、インターチェンジ、駅等のネットワーク形成を図るため、都市幹線道路の整備を進める。
- 歩行者の安全性、快適性を確保するため、既存交通施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を積極的に進める。また、誰もが安全で快適な移動ができるよう、公共交通機関の利便性向上を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、南九州西回り自動車道暫定2車線（将来的に4車線）の整備に併せ、広域的な交通網と連携した交通網を確立するために、既存道路の機能向上や新規道路の整備を含め、次の方針により適正に配置する。

種 別	配置の方針
高規格幹線道路	<p>高速広域ネットワークの形成を図るため、以下の道路を配置し、整備促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南九州西回り自動車道
主要幹線道路	<p>広域道路交通を処理し、地域の基幹となる主要幹線道路として以下の道路を配置し、歩行者の安全性を確保しながら、交通機能向上のため未整備部分の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 3・4・2 号横手硯川線(国道3号) ・都市計画道路 3・6・16 号島平野元線(主要地方道川内串木野線) ・都市計画道路 3・4・32 号麓線(主要地方道串木野樋脇線) ・都市計画道路 3・4・27 号本通線(国道3号) ・都市計画道路 3・2・26 号別府大里線(国道3号バイパス) ・県道荒川川内線 ・県道郷戸市来線

都市幹線道路	<p>広域交通からの通過交通を効率的に処理する環状道路，周辺市との連絡性強化や都市内の拠点間を結ぶ都市幹線道路として以下の道路を配置し，整備を図る。</p> <p>市街地内道路整備：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 3・5・6 号大原麓線(主要地方道串木野樋脇線) ・都市計画道路 3・5・28 号天神駅前線(県道市来停車場線) <p>市街地と周辺集落等を結ぶ道路整備：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 3・4・3 号都心平江線(市道都心平江線) ・都市計画道路 3・4・4 号平江線 ・県道戸崎湯之元停車場線 ・市道島内松原線 ・市道寺迫観音ヶ池線
その他	J R 3 駅の利便性向上とユニバーサルデザインの導入等を働きかけるとともに，公共交通拠点として交通結節機能の強化を図る。

イ その他

種 別	配置の方針
駐 車 場	J R 駅周辺は，鉄道利用者のための駐車場，駐輪場の整備に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	<p>高規格幹線道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南九州西回り自動車道 <p>主要幹線道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 3・4・2 号横手硯川線(国道 3 号) ・都市計画道路 3・4・32 号麓線(県道串木野樋脇線) ・都市計画道路 3・4・27 号本通線(国道 3 号) ・都市計画道路 3・2・26 号別府大里線(国道 3 号バイパス) ・県道郷戸市来線 <p>都市幹線道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 3・5・6 号大原麓線(県道串木野樋脇線) ・都市計画道路 3・4・3 号都心平江線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

衛生的で快適な生活環境を形成するとともに、河川や東シナ海等の水環境を保全するため、下水道等による生活排水処理機能の整備・維持管理に努める。また、大雨時等における浸水被害の軽減を図るため、雨水処理対策に努める。

更に、まちづくりと連携した安全で快適な潤いのある水辺環境の創出を図り良好な都市環境と都市景観を形成する。

また、河川改修等の河川整備においては、自然材料の活用や多自然かわづくりによる整備等、環境負荷の少ない河川整備、自然景観の維持に努めるとともに、市街地内河川もしくは市街地に隣接する区間は、市民生活と水辺の接点として、親水性護岸や河川広場、堤防上の散策路等の整備を行い親しみやすい水辺の創造を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

既存の施設については、長寿命化や耐震診断に基づき補修・補強を随時行い、新設する施設については耐震性の強化等、防災効果の高い施設整備を促進する。また、局地的豪雨等による浸水被害の防止を図るため、公共下水道等の整備により、市街地の雨水排水機能の向上を図る。

一方、低地帯の浸水防止対策として、常時浸水危険住宅については、移転等事業費補助制度の活用により移転等事業の促進を図る。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」及び本市の都市計画等に則って整備を進める。

公共下水道計画区域外の市街地等については、汚水処理施設それぞれの特徴を踏まえ地域特性に応じた施設、効率的な施設の選択・整備を推進する。

イ 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等により総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	(雨水) 市街地内浸水箇所の整備 (汚水) 処理区域： 串木野処理区
河 川	二級河川大里川 準用河川オコン川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設などは、快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設である。

本区域では、現在ゴミ処理施設は単独処理、し尿処理施設は広域処理を行っている。

今後も、各地域の実情、周辺環境との調和等を考慮するとともに、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な整備に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設は本区域外に整備済みであるが、区域内住民の生活様式の多様化や生活水準の向上等に伴う廃棄物の増量に対応し、資源の有効利用を目指したリサイクル、ごみの減量化等、適正なごみ処理を進める。また、周辺環境へ配慮しつつ必要に応じて施設のあり方を検討し、施設の拡充に努める。また、住民や事業者との協力体制のもと、適正なごみ処理体制を維持する。

イ し尿処理施設

いちき串木野市・日置市衛生処理組合で収集処理しており、今後とも広域連携による処理体制を維持する。

c 主要な施設の整備目標

現在のところ、概ね 10 年以内に整備を予定する施設は特にはないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

麓地区は土地区画整理事業を進め、南九州西回り自動車道串木野インターチェンジに対応する幹線道路等計画的な整備により周囲の自然と調和する秩序あるまちなみの実現を目指す。

野平地域は、都市計画道路が未整備で道路の幅員が狭く歩道も整備が遅れていることから、整備促進地区とする。

湊・大里地域は、国道3号バイパスの整備に併せながら、市街地内の土地の効率的利用や市街地周辺への無秩序な市街化を防止するとともに、地区一体の公共施設の改善と宅地の利用増進を図る。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地開発事業を行う主な区域は次のとおりとする。

地区名	整備方針
麓地区	土地区画整理事業を進め、南九州西回り自動車道串木野インターチェンジに接続する幹線道路及び地区の生活基盤の計画的な整備により、秩序あるまちなみの形成に努める。
野平地区	土地区画整理事業等の整備促進地区に位置付け、生活基盤の整備に努め低密度で良好な住宅地の形成を図る。
湊・大里地域の市街地	県立市来農芸高校一帯及び国道3号以西の市来小、中学校一帯は、文教施設としてふさわしい土地利用を進めるとともに、区画道路の整備やオープンスペースの確保など都市基盤の整備に努め、低密度で良好な住宅地の形成を図る。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内実施する予定の主要な事業は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	麓地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、日本三大砂丘の一つである吹上浜に代表される海岸等美しい海岸景観を有しており、沖ノ浜や照島海岸から長崎鼻公園は観光レクリエーションの地ともなっている。

また、大里川沿いの南部の大里地域には緑地が広がり貴重な自然的景観となっている。

今後、これらの貴重な自然環境、自然資源の保全に努め、観光レクリエーション機能の充実を図る。また、市街地内を中心に、災害時における避難地の確保等に対処するため、各種機能に応じた公園・緑地の適正配置に努める。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	市街地周辺の緑地	市街地周辺を取り囲むように広がる山林等は、市街地にゆとりとうるおいをもたらす緑の景観資源として、その維持と活用に努める。 市街地及び集落の背後（東側）に広がる山林は、豊かな緑の資源として保全に努める。
	御倉山	市街地内の緑地である御倉山は、今後もその緑の保全に努めるとともに、遊歩道やレクリエーション施設等、緑を楽しむ施設整備を図る。
	長崎鼻	本区域外からの観光客を集める景勝地である長崎鼻は、さらなる魅力向上のため緑の保全、周辺海域の自然景観の復元等に努める。
	市街地内の緑地	良好な市街地環境形成のため、公園や道路空間等の公共空間に積極的に緑を導入するとともに、既存の寺社の緑等の保全を図る。 湯小路の小山は、市街地内の貴重な緑として保全に努める。
	海岸	吹上浜一帯の自然海岸の保全と自然林の整備を行い、自然資源の保全を図る。
	河川	五反田川、大里川、八房川は、市街地内を流れる優れた水面として保全を図る。

b レクリエーションシステムの配置	区域全体	高齢社会のレクリエーション需要に対応するため、市街地内に身近な公園・緑地を面的整備等に併せて整備を図る。国道3号以西の市街地においては、特に市街地内に公園が不足しており、未利用地を活用した公園の確保に努める。
	総合運動公園	緑豊かな自然の中で調和の取れたスポーツコミュニティ公園として、維持管理及び設備の充実を図る。
	照島公園・羽島公園	海洋性レクリエーション拠点として、施設内容の充実を図る。
	沖ノ浜一帯	沖ノ浜及び国民宿舎周辺の水辺において、海及び河川と親しめる公園等の観光レクリエーション施設の整備を図る。併せて、沖ノ浜においては、必要に応じ都市公園の指定を検討する。
c 防災システムの配置	区域全体	一次避難地となる公園・緑地や、避難路等を配置し、街路樹の緑化を図る等、市街地の防災性向上に努める。地形条件等から急傾斜地崩壊危険箇所や、土砂災害警戒区域等に位置づけられた場所、並びに土石流危険渓流の流域では災害発生を未然に防ぐ観点から、無秩序な市街化や宅地開発を抑制する。
	海岸付近	防風・防砂林の整備・保全に努める。
d 景観構成システムの配置	市街地全体	幹線道路については、街路樹・緑地帯等の緑化に努める。国道3号以東の都市計画道路天神駅前線については、特に緑化に努める。 市街地内の景観整備として、公共施設や住宅の緑化を進め、必要に応じて緑化協定や地区計画制度等の導入を検討する。
	区域周辺部の山林	市街地周辺を取り囲むように広がる山林は、緑の景観維持のために今後も自然風致の維持と自然環境の活用を図る。
	吹上浜一帯	吹上浜一帯の自然景観の保全を図る。丸塚山、焼山及びそれに連なる小山はシンボリックな自然景観でもあり、自然海岸と一体的な保全を図る。
	河川	大里川・八房川全体の景観保全に努めるとともに、沖ノ浜周辺及び迫・安茶地区

		における水辺景観整備を図る。
	駅周辺・インターチェンジ周辺・港・食の拠点エリア	駅周辺・インターチェンジ周辺・港・食の拠点エリアについては、「いちき串木野らしさ」を演出するような景観形成に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

土地区画整理事業や都市公園事業等を活用しながら，都市公園・緑地等の整備に努める。

また，御倉山公園，長崎鼻公園，潟小路の小山等，緑の景観を形成する市街地内や市街地近傍の山林や斜面緑地等は，自然環境の保全のため必要に応じて風致地区等の指定を検討し保全に努める。

吹上浜については，県立自然公園として保全と活用を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
街区公園	麓公園	約 1.4 ha
その他の公園	(仮称) 沖ノ浜公園	約 5.0 ha

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて，指定の検討を行うものとする。

串木野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは概ね10年以内に整備に着手することを含み、
 整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例 0 500 1000 2000m

	住宅地		鉄道		公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
	商業・業務地		高規格幹線道路(概ね10年以降)		公園・緑地
	工業地		高規格幹線道路(概ね10年以内に整備)		港湾・漁港
	農業ゾーン		主要幹線道路(概ね整備済み)		河川・海
	樹林地ゾーン		主要幹線道路(概ね10年以内に整備)		都市計画区域界
	市街地開発事業・住宅系 (概ね10年以内に整備)		主要幹線道路(概ね10年以降)		行政区境界
	観光・レクリエーション地区		都市幹線道路(概ね整備済み)		
			都市幹線道路(概ね10年以内に整備)		
			都市幹線道路(概ね10年以降)		